○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構工事競争参加者資格確認取扱規程

平 15.10. 1 機構規程 140
改正 平 16. 9.30 機構規程 42
平 17. 3.28 機構規程 81
平 18.10. 4 機構規程 42 の 2
平 20.12. 1 機構規程 101
平 22.10.29 機構規程 37
平 23. 5.17 機構規程 10
平 23. 8. 1 機構規程 21
平 27. 3.31 機構規程 66
平 27. 7.29 機構規程 13
平 28. 3.30 機構規程 79
平 28.10.26 機構規程 33
平 28.12.20 機構規程 52
平 29. 3.30 機構規程 87
平 30. 3.26 機構規程 44
平 30. 8.28 機構規程 17
令 2. 3.24 機構規程 39
令 2. 7.20 機構規程 12
令 2.10.27 機構規程 18
令 3. 2.16 機構規程 42
令 3. 3.15 機構規程 54
令 3. 3.29 機構規程 76
令 4. 3.31 機構規程 112
令 4. 9.28 機構規程 29
令 7. 1. 7 機構規程 34
令 8. 3.31 機構規程 75
令 8.10.29 機構規程 33

(目的)

第 1 条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）における工事(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する工事及びこれらに附帯する工事並びに鉄骨及び鉄けた等の製作をいう。以下同じ。)の請負契約を締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査に関する事務の取扱いについては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程(平成 15 年 10 月機構規程第 78 号。以下「契約事務規程」という。)及び別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(一般競争参加資格)

第 2 条　理事長は、契約事務規程第 6 条第 1 項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格（以下「一般競争参加資格」という。）を定めるときは、次の各号によるものとする。

(1)　次のアからカまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア　契約事務規程第 4 条に該当する者

イ　契約事務規程第5条第1項に該当すると認められる者で､その事実があった後2年を経過しない者

ウ　契約事務規程第5条第3項に該当すると認められる者

エ　第 5 条に規定する資格審査申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

オ　建設業法第 3 条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査(定期の一般競争参加資格審査(契約事務規程第 6 条第 2 項の規定による一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。)にあっては告示(平成 20 年国土交通省告示第 85 号をいう。以下同じ。)第一の一の 2 に規定する審査基準日が第 7 条第 1 号に規定する提出期間の末日の 1 年 7 月前の日より後のもの、随時の一般競争参加資格審査にあっては告示第一の一の 2 に規定する審査基準日が一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日より後のものに限る。次号において同じ。)を受けていない者

カ　共同企業体で、その構成員にアからオまでに該当する者を含むもの

(2)　次のアに掲げる客観的事項及びイに掲げる主観的事項の各項目について、別に定めるところにより算定する総合点数を付与し、第4条第1項に掲げる工事種類(第1号及び第2号に限る。)ごとに、予定価格に対応する等級の区分(以下「等級区分」という。)を定めること。

ア　客観的事項

(ｱ)　一般競争参加資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の 1 に規定する当期事業年度開始日の直前 2 年又は 3 年の各事業年度の希望工事種類(当該申請に係る一般競争に参加を希望する工事種類をいう。以下同じ。)ごとの年間平均完成工事高

(ｲ)　告示第一の一の 2 に規定する審査基準日において建設業に従事する職員で告示第一の三の 1 に規定する希望工事種類ごとの技術職員の数

(ｳ)　告示第一の三の 2 に規定する当期事業年度開始日の直前 2 年又は 3 年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高(以下「元請完成工事高」という。)について算定した希望工事種類ごとの年間平均元請完成工事高

(ｴ)　告示第一の一の 2 及び 3、二並びに四に規定する項目

イ　主観的事項

(ｱ)　ア(ｱ)に規定する各事業年度の希望工事種類ごとの年間平均鉄道完成工事高

(ｲ)　定期の一般競争資格審査の認定をする年の前年の 4 月 1 日の前日までの 2 年間における機構発注の工事に係る希望工事種類ごとの工事成績

(一般競争参加資格審査の実施)

第 3 条　理事長は、契約事務規程第 6 条第 2 項の規定により 2 年に 1 回定期の一般競争参加資格審査を行うほか、随時に行うものとする。

(工事種類及び等級区分等)

第 4 条　工事種類は、次の各号に掲げるものとし、建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類との対応関係は、別表のとおりとする。

(1)　土木工事
(2)　建築工事
(3)　鉄骨鉄けた工事
(4)　軌道工事
(5)　プレストレストコンクリート工事
(6)　電気工事
(7)　暖冷房衛生設備工事
(8)　機械設備工事
(9)　その他工事

2　第 2 条第 2 号の等級区分は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1)　土木工事

予定価格	等級
5億5,000万円以上	A
5,000万円以上　5億5,000万円未満	B
5,000万円未満	C

(2)　建築工事

予定価格	等級
6,000万円以上	A
6,000万円未満	B

(一般競争参加資格の資格審査申請書等)

第 5 条　理事長は、一般競争参加資格審査の申請をする者(以下「申請者」という。)に対し、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(様式 1-1、1-2。以下「資格審査申請書」という。)を提出させるものとする。

2　資格審査申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

(1)　営業所一覧表(様式 2)
(2)　申請者が共同企業体である場合は、共同企業体協定書の写し
(3)　業態調書(様式 3)
(4)　総合評定値通知書(建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 21 条の 4 に規

定する通知書をいう。)の写し

(5)　申請者が事業協同組合若しくは共同企業体である場合には、共同企業体等調書(様式4-1、4-2、4-3、4-4)

(6)　納税証明書(申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則(昭和 37 年大蔵省令第 28 号。以下「国税規則」という。)別紙第 9 号書式(その 2)に加え、(その 3)又は(その 3 の 2)、法人である場合においては、国税規則別紙第 9 号書式(その 2)に加え、(その 3)又は(その 3 の 3))の写し

ただし、各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税規則別紙第 9 号書式（その 2）を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書(様式 5)を、法人である場合は法人税の申告に関する申出書（様式 6）を、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができない場合や納税額について係争中の場合(係争部分以外の租税を除く）など、国税規則別紙第 9 号（その 3)、(その 3 の 2）又は（その 3 の 3）を提出できない場合は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

(7)　代理申請にかかる委任状(様式 7)

3　申請者が定期の一般競争参加資格審査においてインターネットを使用して申請する場合（以下「インターネット方式」という。）は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから資格審査申請用データを作成し、送信させ、建設業法第 27 条の 29 第 1 項の総合評定値の通知を受けていることの確認及び前項第 6 号に掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。

なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第 6 号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。

(事業協同組合の申請)

第 6 条　理事長は、申請者が事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)による事業協同組合をいう。)で、かつ経済産業局長又は沖縄総合事務局長から官公需適格組合の証明を受けている者(以下「当該組合」という。)の場合は、当該組合のほかに次の各号に該当する者のうちから当該組合の希望工事種類別に当該組合が指定した者(以下「審査対象者」という。)を対象に一般競争参加資格審査をすることができる。この場合、審査対象者の数は 10 を超えてはならない。

(1)　当該組合の組合員

(2)　当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人

(3)　当該工事種類別に属する工事を施工することについて建設業法第 3 条の規定による

許可及び当該許可に係る建設業を対象とする第 2 条第 1 号オに規定する経営事項審査を受けている者

(4)　第 2 条第 1 号アからエまでに該当しない者

2　前項の場合、当該組合から、前条の書類に添えて次の書類を提出させるものとし、審査対象者の第 2 条第 2 号ア(ｱ)に掲げる項目について記載した書類（様式 1-2 をいう。）並びに前条第 2 項第 4 号及び第 6 号に掲げる書類を提出させるものとする。

(1)　審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名

(2)　役員名簿

(3)　組合員名簿

(経常建設共同企業体の申請)

第 6 条の 2　理事長は、申請者が経常建設共同企業体であって、その構成員のうちに一般競争参加資格審査の申請をしていない者があるときは、当該構成員に係る第 5 条第 1 項並びに第 5 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる書類を提出させるものとする。

(資格審査申請書等の提出期間)

第 7 条　資格審査申請書又は資格審査申請用データ(以下これらを「資格審査申請書等」という。)の提出期間は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1)　定期の一般競争参加資格審査にあっては、当該審査の認定をする年の前年の 12 月から当該審査の認定をする年の 1 月までの間で理事長が定める期間

(2)　随時の一般競争参加資格審査にあっては、随時

(資格審査申請書等の提出方法)

第 7 条の 2　資格審査申請書等の提出方法は、次の各号に掲げる方式のいずれかによるものとする。

(1)　文書郵送方式（定期の一般競争参加資格審査においては、インターネット方式では対応していない申請に限る。）

(2)　オンライン申請方式（定期の一般競争参加資格審査においては、インターネット方式では対応していない申請に限る。）

2　インターネット方式による場合における第 5 条第 2 項第 6 号に掲げる書類の提出は、申請案内ホームページから送信をさせるものとする。

(一般競争参加資格審査)

第 8 条　理事長は、契約事務規程第 6 条第 2 項の規定により申請者の一般競争参加資格審査を行うときは、次の各号によるものとする。

(1)　第2条第1号アからカまでのいずれかに該当する者については、一般競争参加資格がないと認定する。

(2)　前号に掲げる者以外の者については、希望工事種類ごとに、一般競争参加資格があると認定する。なお、等級区分を設けている工事種類については、当該工事種類ごとに第2条第2号の総合点数の高点順に等級を付す。

2　理事長は、前項の一般競争参加資格審査を行うときは、競争参加資格審査委員会規程(平成15年10月機構規程第86号)第6条に規定する工事等審査会(以下「審査会」という。)の予備審査を経るものとする。

(一般競争参加資格の認定の通知等)

第9条　理事長は、前条第1項第2号の規定により一般競争参加資格の認定をしたときは、一般競争参加資格があると認定された者(以下「資格確認者」という。)が掲載された有資格業者名簿(様式8)をホームページにおいて公表することで通知に代えるものとする。

2　一般競争参加資格の認定日は、当該資格確認者が掲載された有資格業者名簿をホームページに公表した日とする。

3　理事長は、前条第1項第1号の規定により一般競争参加資格の認定をしないときは、当該認定をしない者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(一般競争参加資格の有効期間)

第10条　第8条第1項第2号の規定により認定された一般競争参加資格の有効期間は、当該一般競争参加資格の認定日から次回の定期の一般競争参加資格審査に基づく一般競争参加資格の有効期間の開始日の前日までとする。

第11条　削除

(変更等の届出)

第12条　理事長は、申請者又は資格確認者が建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、速やかに、その旨を届け出させるものとする。

2　理事長は、申請者若しくは資格確認者（共同企業体を除く。）が第2条第1号ア若しくはオに該当することとなったとき、又は共同企業体である申請者若しくは資格確認者がその構成員に第2条第1号ア若しくはオに該当する者を含むこととなったときは、速やかに、その旨を届け出させるものとする。

3　理事長は、資格確認者となった後において、次の各号に掲げる事項について変更があった場合は、速やかに、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届(様式9)によりその旨を届け出させるものとする。

(1)　住所又は電話番号
(2)　商号又は名称
(3)　法人である場合においては代表者の役職及び氏名、個人である場合においてはその者の氏名
(4)　支店(営業所又は事業所)の名称、所在地及び電話番号
(5)　本店又は支店の経営事項審査を受けた建設業許可工事種別、許可の区分又は建設業許可番号
(6)　親会社等、子会社等及び役員の兼任

(一般競争参加資格の認定の取消し)

第13条　理事長は、資格確認者が第2条第1号アからカまでのいずれかに該当することとなったとき又は不正の手段により一般競争参加資格の認定を受けたと認められるときは、遅滞なく審査会の予備審査を経て一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。

2　理事長は、資格確認者から前条第1項の届出があったとき又は一般競争参加資格の辞退の申出があったときは、審査会の予備審査を経ずに、直ちに、一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。

3　理事長は、第1項の規定により一般競争参加資格の認定を取り消したときは、当該資格確認者を抹消した有資格業者名簿をホームページに公表するとともに一般競争（指名競争）参加資格認定取消通知書（様式 10）により当該資格確認者にその旨を通知するものとし、第2項の規定により一般競争参加資格の認定を取り消したときは、当該資格確認者を抹消した有資格業者名簿をホームページに公表することで通知に代えるものとする。

(有資格業者名簿)

第14条　理事長は、契約事務規程第6条第3項の規定により名簿を作成するときは、有資格業者名簿(様式8)により行うものとする。

(指名競争参加資格)

第15条　理事長は、契約事務規程第34条第1項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格を定めるときは、一般競争参加資格と同一に定めるものとする。

(様式)

第16条　第5条、第9条及び第12条から第14条までに規定する様式は、調達契約部長が別に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

第1条　この規程は、平成15年10月1日から施行する。

（適用除外）

第2条　この規程は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）第13条第1項から第3項まで並びに附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項に規定する業務については、適用しない。

附　則（平成16年9月30日機構規程第42号）

（施行期日）

第1条　この規程は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条　この規程の施行の際、現に交付してある確認書及び随時の競争参加資格審査については、新たに定期の確認書を交付する日まで、なお、従前の例によるものとする。

附　則（平成17年3月28日機構規程第81号）抄

（施行期日）

第1条　この規程は、平成17年4月1日から施行する。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構工事競争参加者資格確認取扱規程の一部改正についての経過措置）

第3条　この規程の施行の日前に第55条による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構工事競争参加者資格確認取扱規程（以下この条において「改正前の規程」という。）第9条の規定により次の表の第一欄に掲げる者が同表の第二欄に掲げる施行地域について交付した競争参加資格確認書（以下この条において「確認書」という。）は、平成17・18年度の定期の確認書を交付する日の前日までの間、同表の第三欄に掲げる者が同表の第四欄に掲げる施行地域について交付した確認書とみなす。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
盛岡支社長	盛岡支社管内	東京支社長	東京支社管内（東北）
		東北新幹線建設局長	東北新幹線建設局管内
関東支社長	関東支社管内（関東）	東京支社長	東京支社管内（関東）
	関東支社管内（信越）		東京支社管内（信越）
札幌工事事務所長	札幌工事事務所管内	東京支社長	東京支社管内（北海道）
		北海道新幹線建設局長	北海道新幹線建設局管内
北陸新幹線第二建設局長	北陸新幹線第二建設局管内	大阪支社長	大阪支社管内（北陸）
		北陸新幹線第二建設局	北陸新幹線第二建設局管

		長	内
名古屋建設局長	名古屋建設局管内	大阪支社長	大阪支社管内(中部)

2　平成 17・18 年度の定期の競争参加資格審査において、この規程の施行の日前に改正前の規程第 5 条の規定により次の表の第一欄に掲げる者が同表の第二欄に掲げる施行地域について競争参加資格審査の申請をする者(以下この条において「申請者」という。)から受けた申請は、同表の第三欄に掲げる者が同表の第四欄に掲げる施行地域について申請者から受けた申請とみなす。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
盛岡支社長	盛岡支社管内	東京支社長	東京支社管内(東北)
		東北新幹線建設局長	東北新幹線建設局管内
関東支社長	関東支社管内(関東)	東京支社長	東京支社管内(関東)
	関東支社管内(信越)		東京支社管内(信越)
札幌工事事務所長	札幌工事事務所管内	東京支社長	東京支社管内(北海道)
		北海道新幹線建設局長	北海道新幹線建設局管内
北陸新幹線第二建設局長	北陸新幹線第二建設局管内	大阪支社長	大阪支社管内(北陸)
		北陸新幹線第二建設局長	北陸新幹線第二建設局管内
名古屋建設局長	名古屋建設局管内	大阪支社長	大阪支社管内(中部)

附　則(平成 18 年 10 月 4 日機構規程第 42 号の 2)

(施行期日)

第 1 条　この規程は、平成 18 年 10 月 5 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条　この規程の施行の際、現に交付してある確認書及び随時の競争参加資格審査については、新たに定期の確認書を交付する日まで、なお、従前の例によるものとする。

附　則(平成 20 年 12 月 1 日機構規程第 101 号)

(施行期日)

第 1 条　この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条　この規程の施行の際、現に交付してある確認書及び随時の競争参加資格審査については、新たに定期の確認書を交付する日まで、なお、従前の例によるものとする。

附　則(平成 22 年 10 月 29 日機構規程第 37 号)

(施行期日)

第 1 条　この規程は、平成 22 年 10 月 29 日から施行する。

（経過措置）
第 2 条　この規程の施行の際、現に交付してある確認書及び随時の競争参加資格審査については、新たに定期の確認書を交付する日まで、なお、従前の例によるものとする。

附　則（平成 23 年 5 月 17 日機構規程第 10 号）
この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附　則（平成 23 年 8 月 1 日機構規程第 21 号）
この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附　則（平成 27 年 3 月 31 日機構規程第 66 号）
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 27 年 7 月 29 日機構規程第 13 号）
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附　則（平成 28 年 3 月 30 日機構規程第 79 号）
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 28 年 10 月 26 日機構規程第 33 号）
（施行期日）
第 1 条　この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。
（経過措置）
第 2 条　この規程の施行の際、現に交付してある確認書及び随時の競争参加資格審査については、新たに定期の確認書を交付する日まで、なお、従前の例によるものとする。

附　則（平成 28 年 12 月 20 日機構規程第 52 号）抄
（施行期日）
第 1 条　この規程は、平成 28 年 12 月 20 日から施行する。

附　則（平成 29 年 3 月 30 日機構規程第 87 号）
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 30 年 3 月 26 日機構規程第 44 号）
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 30 年 8 月 28 日機構規程第 17 号)

(施行期日)

第 1 条　この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条　この規程の施行の際、現に交付してある確認書及び随時の競争参加資格審査については、新たに定期の資格確認をする日まで、なお、従前の例によるものとする。

附　則(令和 2 年 3 月 24 日機構規程第 39 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 2 年 7 月 20 日機構規程第 12 号)

この規程は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。

附　則(令和 2 年 10 月 27 日機構規程第 18 号)

この規程は、令和 2 年 11 月 2 日から施行し、令和 3・4 年度を有効期間とする一般競争参加資格から適用する。

附　則(令和 3 年 2 月 16 日機構規程第 42 号)

この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行し、令和 3・4 年度を有効期間とする一般競争参加資格から適用する。

附　則(令和 3 年 3 月 15 日機構規程第 54 号)

この規程は、令和 3 年 3 月 15 日から施行し、令和 3・4 年度を有効期間とする一般競争参加資格から適用する。

附　則(令和 3 年 3 月 29 日機構規程第 76 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 4 年 3 月 31 日機構規程第 112 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 4 年 9 月 28 日機構規程第 29 号)

この規程は、令和 4 年 10 月 3 日から施行し、令和 5・6 年度を有効期間とする一般競争参加資格から適用する。

附　則(令和７年１月７日機構規程第 34 号)

この規程は、令和７年１月 16 日から施行し、令和７・８年度を有効期間とする一般競争参加資格から適用する。

附　則(令和８年３月 31 日機構規程第 75 号)

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年 10 月 29 日機構規程第 33 号）抄

(施行期日)

第１条　この規程は、令和８年 11 月２日から施行する。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構工事競争参加者資格確認取扱規程の一部改正について、令和 9・10 年度を有効期間とする一般競争参加資格から適用する条項)

第２条　改正後の第５条第２項第６号及び第７号並びに第９条及び第 12 条から第 14 条までの規定は、令和９・10 年度を有効期間とする一般競争参加資格から適用する。

別表

工事種類及びこれに対応する建設工事(許可)の種類

工事種類	建設工事(許可)の種類
土木工事	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事
建築工事	建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、屋根工事、鋼構造物工事、板金工事、ガラス工事、内装仕上工事、建具工事、解体工事
鉄骨鉄けた工事	鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事
軌道工事	土木一式工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、機械器具設置工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事
電気工事	電気工事、電気通信工事、消防施設工事、鋼構造物工事
暖冷房衛生設備工事	管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事
機械設備工事	機械器具設置工事、鋼構造物工事
その他工事	大工工事、左官工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、造園工事、さく井工事、清掃施設工事

(注)　表の右欄に二以上の業種が示されている場合は、いずれか一業種について建設業の許可を受ければよい。